

平成23年第1回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成23年3月2日（水） 午前10時00分

○招集場所 見附市役所 301会議室

○ 会議に付した議件

議第 1号 個人演説会等における施設設備の程度及び納付すべき費用の額を
改正する告示の制定について

議第 2号 見附市保育園運営費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定に
ついて

議第 3号 見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の制定に
ついて

議第 4号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の制定について

議第 5号 見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定
について

議第 6号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する
要綱の制定について

議第 7号 見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する
要領の制定について

議第 8号 見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の
制定について

議第 9号 平成23年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取に
ついて

議第10号 専決処分について（平成22年度一般会計補正予算（第8号））に
ついて

議第11号 平成22年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の
原案について

議第12号 見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

議第13号 見附市教育委員会教育長の職務代理に関する規則の一部を改正する
規則の改正について

議第14号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

議第15号 見附市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定に
ついて

議第16号 教職員(管理職)人事の内申について

○出席委員（5名）

委員長	加野	邦昭	君
委員	小林	弘武	君
委員	南雲	京子	君
委員	武田	一夫	君
委員・教育長	神林	晃正	君

○事務局出席者

教育総務課長	野水	英男	君
学校教育課長	中田	仁司	君
こども課長	星野	隆	君
まちづくり課長	田伏	智	君
教育総務課長補佐	星	正樹	君
学校教育課長補佐	今井	渉	君
こども課長補佐	岡田	恵子	君

教育総務課主事 佐野功次郎 君

午前10時00分開会

委員長

只今より、平成23年第1回見附市教育委員会定例会を開会します。現在の出席委員は5人全員です。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項1. 小・中・特別支援学校卒業式への臨席について、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長

資料P5をご覧ください。3月4日（金）が中学校、3月24日（木）が小学校、養護学校の卒業式です。名簿のとおり割り振りましたので、ご臨席をお願いします。

委員長

只今の説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告事項2. 教育ソリューション in みつけ 2011について、報告事項3. 平成23年度全国学力・学習状況調査及び平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について、報告事項4. 平成22年度全国体力・運動能力、

運動習慣等調査の結果について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項2. 教育ソリューション in みつけ 2011について、「学校評価」「授業力向上」をテーマに取り上げました。市内外の300名近い方からご参加いただき、各テーマに迫る議論を展開できました。参加者から「とても参考になった」等、多くの声をいただき、成功裏に終えることが出来ました。

平成23年度全国学力・学習状況調査について、調査方式が抽出調査及び希望利用方式に切り替わって2回目となります。平成23年4月19日が実施日で、調査内容は教科に関する調査と質問調査です。見附市小中学校の対応は、抽出校は調査に協力し、抽出校以外も希望利用し、全学校でテストに参加します。

平成23年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施について、調査方式が抽出調査に切り替わって2回目となります。調査内容は、実技に関する調査と質問調査です。見附市小中学校の対応は、抽出校は調査に協力し、抽出校以外も新潟県体力テストには全校で参加します。

報告事項4. 平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、別紙「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」をご参考ください。中学校2年生、小学校5年生を対象に、握力、上体起こし等全8種目を実施したものです。見附市では、全小中学校で実施し、市内全学校の平均と全国平均の比較を行いました。小学校5年生男子は、実施した全種目が全国平均以上でした。女子は、8種目中7種目が全国平均以上で、下回ったのはソフトボール投げです。参考として、5年前（H17年度）の記録を掲載しましたが、見附市の体力が向上していることが確認できます。

全国平均を特に上回ったのは、小学校5年生（男子）では長座体前屈、反復横とび、シャトルラン、女子はさらに立ち幅跳びです。中学2年生（男子）では、シ

ャトルラン、立ち幅跳び、女子はさらに長座体前屈、反復横とびです。各校で、調査結果をより詳細に分析し、体育指導や生活指導等に取り組んでいます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

日程第3 議第1号から議第8号までが教育委員会告示、規則、要綱、要領の制定及び一部改正となります。それぞれ関係課長より説明を求め、説明後に一括して質疑とします。

まず、議第1号「個人演説会等における施設設備の程度及び納付すべき費用の額を改正する告示の制定について」を議題とします。教育総務課長に説明を求めます。

教育総務課長

資料P6、7をご覧ください。これは、今町小学校体育館改築に係る床面積の変更（948㎡→1,040㎡）に伴うものです。公職選挙法に基づき、候補者から個人演説会を開催する求めがあった場合、施設を提供しなければなりません。

委員 長

続いて、議第2号「見附市保育園運営費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について」、議第3号「見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の制定について」、議第4号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の制定について」、議第5号「見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議第6号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成

に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議第7号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」、議第8号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第2号「見附市保育園運営費負担金徴収規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明します、P8をご覧ください。これまで、3歳未満児の定義として、月の途中入園児は、入園した月の初日において3歳に達していない児童と定めていましたが、年度の4月初日に3歳に達していない児童を3歳未満児と定義する改正です。附則において、平成23年4月1日から施行するものです。

次に、議第3号「見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の制定について」ご説明します、P9をご覧ください。母子家庭の母親が、安定した収入を期待できる国家資格を取得することを支援するために、受講期間中の生活費の一部補助を定めた要綱です。例えば看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士及びこれらに準じて市長が地域の実情に応じて定める資格が対象となり、2年以上養成機関で受講する場合で、最長3年、月額141,000円を18ヶ月支給するものです。附則第1項において、平成23年4月1日から施行するものです。第2項において経過措置を、第3項において平成24年3月31日までに修業を開始した資格者に支給する訓練促進費に関する特例を設けたものです。

次に、議第4号「見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の制定について」、ご説明します。これは、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を持たない母子家庭の母親の主体的能力開発を支援するために受講する講座等の費用の一部補助を定めた要綱です。例えばパソコン検定、TOEIC、行政書士、調理師、看護師等があります。対象者が支払った費用の2割で10万円を上限とし、

下限は4千円からが対象です。1人あたり支給総額は20,000～500,000円です。附則において、平成23年4月1日から施行するものです。

議第5号「見附市立保育園特別保育実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」、ご説明します。近隣市町村で19時まで就労している保護者が見附市内の保育園に子どもを預けやすくするために、本所、中央、桜保育園で実施している延長保育の時間を19時30分まで延長する改正です。附則において、平成23年4月1日から施行するものです。

議第6号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要綱の一部を改正する要綱の制定について」、議第7号「見附市ひとり親家庭等の医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」を、まとめて説明します。主な改正箇所が6点あります。

1点目は、平成23年4月診療分から被用者保険加入者分の審査支払を社会保険診療報酬支払基金に委託することに伴う、文言と様式の改正です。2点目は、平成23年4月診療分から、協力事務費を廃止することに伴う、文言と様式の改正です。3点目は、平成22年4月に「乳児医療費助成事業」が廃止されたことに伴う文言の削除です。4点目は、平成20年10月の全国健康保険協会設立に伴う文言修正です。5点目は、平成20年4月老人保健法廃止に伴う文言修正です。6点目は、その他表記誤りの訂正です。附則において、平成23年4月1日から施行するものです。

議第8号「見附市子どもの医療費助成に関する要領の一部を改正する要領の制定について」、ご説明します。P24をご覧ください。医療費助成制度の受給者証の様式変更、協力事務費の廃止、審査支払事務の委託先変更による改正です。附則において、平成23年4月1日から施行するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり制定及び改正することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

次に、議第9号「平成23年度一般会計予算案（教育関係）に関する意見の聴取について」を議題とします。初めに教育総務課長から趣旨説明をしてもらい、続いて関係課長に説明を求めます。

教育総務課長

資料「平成23年度当初予算の概要」をご覧ください。P5に歳入歳出予算総括表があり、教育委員会が関係する一般会計予算額は14,500,000千円です（前年度比1.9%増）。

P6の事項別明細書（歳出）をご覧ください。「10. 教育費」の予算額は1,245,726千円（前年度比659,239千円減）です。主な減額理由は、今町小学校体育館建築予算、第二小学校と南中学校の耐震改修予算が無くなること等です。

次に、個別事業について説明します。P2「食生活の改善」の中に、玄米給食の実施などがあります。4月から第二、上北谷、田井小学校の学校給食に2割の玄米を入れ、健康増進を図ります。この事業は、健康福祉課と連携して実施するものです。

また、「地球温暖化対策」の中に校庭芝生化事業があります。葛巻、上北谷、新潟小学校で芝生化を実施するため、現在、準備を進めております。

P 3 「教育水準向上のための環境整備」の中に「小中学校・保育園熱中症対策」「校庭芝生化事業」等があります。これまで、教育委員会3課ばらばらで実施していた事業を「アースプロジェクト事業」としてまとめ、屋上緑化、グリーンカーテン等を実施するものです。

また、「埋蔵文化財発掘調査事業」として、国補助をもらい、耳取遺跡の本格調査を開始します。

こども課長

P 2 「食生活の改善（玄米給食の実施など）」として、保育園でも4月から玄米導入事業を実施します。中央、庄川保育園で週2回、わかば、名木野保育園で週1回実施します。「こどもの感染症予防事業」として日本脳炎、子宮頸がん、小児用肺炎球菌、ヒブワクチン等の感染症予防事業を実施します。

また、「地球温暖化対策」としての芝生化事業の一環として、わかば保育園の園庭芝生化を実施します。

P 3 「仕事と子育てが両立できる環境整備」として、需要の増えている未満児保育事業、一時預かり土日対応の強化、本所保育園耐震補強工事、今町地区に2つ目となる今町大凧学童クラブの新設を実施します。

「こどもの医療費助成事業」では、9月から、中学校卒業までの入院について、助成対象を拡大します。「こども手当費」は、3歳未満児1人につき2万円を支給する予定です。

学校教育課長

P 3 「学力向上推進事業」について、今まで文部科学省の研究指定を受けて「学校評価」とともに推進してきましたが、23年度は「学校評価」と合わせた形で、

内容を更に充実させます。

「ふるさと見附元気人育成事業」について、見附の文化、言葉等をまとめた副読本の作成に現在取組んでおり、来年度完成させる予定です。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

委員長

次に、議第10号「専決処分について（平成22年度一般会計補正予算（第8号）」、議第11号「平成22年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を一括して議題とします。関係課長に説明を求めます。

教育総務課長

議第10号についてご説明します、P31をご覧ください。学校建設費35,600千円の補正は、当初、来年度実施を予定していた今町小学校体育館取壊し工事について、前倒しするものです。ただし、実際の執行は4月以降を予定しています。

P32の図書館施設管理費について、図書館の壁（見附小学校側）を全面的に改修する予算4,000千円、備品費（DVD、CD等購入費）100千円を計

上しました。

P 3 3の民俗文化資料館費12,700千円について、資料館建物の外壁が痛んでおり、雨水の浸水等があるため、外壁全てを改修するものです。また、備品費1,700千円程度は、展示ケースを購入するものです。

P 3 4の埋蔵文化財発掘調査事業費2,600千円について、現在、耳取遺跡では不法投棄等の問題により、登山道を閉鎖している状態です。このため、発掘用の重機等をあげるための道路開設予算を計上するものです。なおこの他に、用地買収費を3月の補正予算に計上する予定です。

こども課長

P 3 5の公立保育所運営費（工事費4,000千円増）は、本所保育園の床張替工事費です。

教育総務課長

次に、議第11号について説明します。

P 3 7の学校建設費（28,211千円減）は、今町小学校体育館新築、第二小学校耐震工事の請差によるものです。

P 3 8の中学校施設管理費は、人件費の調整です。

P 3 9の中学校施設整備費（79,700千円減）は、南中学校耐震改修工事における、耐震壁の設計変更による減額です。

P 4 0の図書館施設管理費は、人件費の調整（消費税の調整）です。

P 4 1の学校給食費（98千円増）、P 4 2の給食センター運営費（14千円増）とも人件費の調整です。

学校教育課長

P 4 3のふるさと見附元気人育成事業について、当初予算額は22年4月～23年3月（12カ月）分を計上しましたが、実際の業務開始は22年8月1日～2

3年3月だったため、委託契約額が減少するものです。

P44～46について、中学校の就学援助認定者数、修学旅行費支給対象者が増加したため、小学校就学援助費補助事業費、学校給食扶助事業費を中学校就学援助費補助事業費に組み換えるものです。

こども課長

P47のひとり親家庭等医療給付費について、医療給付費が当初より900千円の不足が見込まれるため、計上するものです。

P48は提出しないので削除願います。

P49の児童措置事業費（698千円増）は、パート保育士人件費を増額するための補正です。

P50の私立保育所運営費（10,835千円減）は、国の補助金交付要綱補助単価が引き下げとなったこと、新潟県特別保育事業補助金交付要綱の私立保育園未満児保育事業補助金の基準額が減額となったこと、私立保育園の未満児、0歳児の入園が増加し、1歳児の入園が大幅に減少したことによる、減額補正です。

P51は提出しないので削除願います。

P52の子ども手当交付事業費（18,000千円減）は、当初見込みに対して、中学生への実績見込みが減額となることによるものです。児童手当は、公務員の子どもに対して所属庁が全額負担していたので、小学生以下について推測できましたが、中学生については、公務員の子どもが何人いるか不明だった為、実績との誤差が生じました。

P53の子どもの医療費助成事業費（4,500千円増）は、当初見込みに対して、子どもの医療給付費の実績が増加する見込みであるため、補正するものです。

P54の妊婦健康診査料助成事業費（6,000千円減）は、当初見込みに対して、妊婦健康診査委託料の実績が減少したことによる補正です。主な理由は、妊

娠に気付くのが遅れたり、(全14回の検査を予定するうち)最終回の検査前に出産したこと等です。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

次に、議第12号から議第15号までが教育委員会の職制変更にかかる規則、規定の一部改正となります。

議第12号「見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、議第13号「見附市教育委員会教育長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則の改正について」、議第14号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、議第15号「見附市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定について」を議題とします。教育総務課長より説明を求めます。

教育総務課長

別紙「教育委員会の職制の変更について」をご覧ください。

1. 教育部長の新設について、教育長の下に教育部長を置き、教育委員会3課長の統括を行います。

2. スタッフ職の変更について、部長級のスタッフ職として理事、参事を設置し、課長級のスタッフ職を主幹と呼びます（従来は参事と呼んでいました）。また、課長補佐級のスタッフ職を副主幹と呼びます（従来は副参事と呼んでいました）。

3. 教育長の職務代理について、教育部長が職務代理を行います（従来は教育総務課長が行っていました）。

次に、条例で説明します。P 55の議第12号「見附市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、をご覧ください。第5、6条が変更点です。

議第13号「見附市教育委員会教育長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則の改正について」、現在は教育総務課長が教育長の職務代理となっておりますが、教育部長を職務代理とする改正です。

議第14号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、別表中、「教育部長、理事、参事、課長、主幹」「副主幹」が新たに設けられます。

議第15号「見附市教育委員会事務決裁規定の一部を改正する規定の制定について」、P 60をご覧ください。教育部長の決裁区分を明記するものです。決裁権限が新たに発生するのではなく、課長権限の中に教育部長を含めます。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員 長

次に、議第16号「教職員(管理職)人事の内申について」を議題とします。

この議案につきましては、年度当初の教職員人事でありますので、内示の日までは公開できません。従って、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。

従って、本案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、会議録の調整につき、対応をお願いします。なお、これより、お手元に配布します議案書につきましては、審査終了後に回収させていただき、内示後に改めて配布させていただきますので、了承をお願いいたします。

それでは、提案理由の説明を教育長をお願いいたします。

■ここから非公開審議■

教 育 長

教育長より、議第16号「教職員(管理職)人事の内申について」、当日配布した議案書に基づき、説明を行った。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり内申するこ

とにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり内申することに決定いたしました。

■ここまで非公開審議■

委 員 長

ここで、非公開と決定しました議第16号の審議が終了しましたので、これより公開審議となります。

以上で本日提出されました議案の審議は全て終了しました。これで平成23年第1回見附市教育委員会定例会を閉会します。

午前11時10分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委 員 長

会議録署名委員